

社会福祉法人 仙台つるがや福祉会

役員及び評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仙台つるがや福祉会定款第8条第1項及び第21条第1項に規定する報酬等に関し必要事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 常勤勤務とは、この法人を主たる勤務場所にし、週5日勤務することをいう。

2 非常勤勤務とは、常勤勤務以外のことをいう。

3 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給等)

第3条 継続的かつ定期的に就業する理事長及び業務執行理事に対して報酬等を支給し、それ以外の理事、監事及び評議員は無報酬とする。

2 前項の理事長及び業務執行理事の報酬等の支給範囲及び額は、その職務権限、責任の程度、勤務の様態等を総合的に勘案して決定するものとし、報酬等にあつては年額400万円を超えない範囲内において、評議員会において定める。

3 この法人の職員を兼務して職員給与が支給されている場合には、報酬等は支給しない。

4 報酬等の財源は、法人本部会計の運用財産をもって充てる。

5 報酬等の支給方法については、職員の給料支給の例による。

(報酬等の額)

第4条 この規程による報酬等は前条の範囲内にて、別表により定める。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年6月16日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成30年4月1日から施行する

別表

常勤報酬

役職名	報酬額	賞与 (年額)
理事長	月額20万円	報酬月額×3.5月
業務執行理事	月額20万円	報酬月額×3.5月

非常勤報酬

役職名	週1～2日勤務	週3日勤務	週4日勤務
理事長	月額5万円	月額10万円	月額15万円
業務執行理事	月額5万円	月額10万円	月額15万円